

生駒市規則第16号

生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月23日

生駒市長 山下 真

生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則

生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則（平成3年11月生駒市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「及び温水プールを個人使用しよう」とを「を使用しよう」に、「浴場及び温水プールの使用券（様式第2号。以下「使用券」という。）」を「浴場の使用券」に改める。

第5条第1項中「様式第3号。」を削り、同条第3項中「様式第4号」を「様式第2号」に改める。

第8条第2項中「様式第5号」を「様式第3号」に改める。

第14条中「及び様式第1号から様式第4号まで」を「、様式第1号及び様式第2号」に改め、「「生駒市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第3号中「生駒市長 〇」とあるのは「指定管理者 〇」と、様式第4号中」を削る。

別表温水プールの項を削る。

様式第1号中「プール団体使用」及び「・プール」を削る。

様式第2号及び様式第3号を削る。

様式第4号中「プール団体使用」及び「・プール」を削り、同様式を様式第2号とする。

様式第5号中「プール団体使用」及び「・プール」を削り、同様式を様式第3

号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則の規定により作成されている申請書の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。